証券コード　9956
平成27年６月８日

株　主　各　位

岐阜県恵那市大井町180番地の１
株式会社 バロー
代表取締役社長　田代正美

第58期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示情報（法令及び当社定款に基づくみなし提供事項）

第58期定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、法令及び当社定款第17条の定めに基づき、平成27年６月８日よりインターネット上の当社ホームページ（http://www.valor.co.jp）に掲載することにより、「第58期定時株主総会招集ご通知」から記載を省略した事項は、次のとおりでありますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

Ⅰ．事業報告に表示すべき事項のうち以下の項目

会社の支配に対する基本方針
１．当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の概要 …… ２ページ
２．基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要 …… ２ページ
３．本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要 …… ３ページ
４．本プランの合理性（本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由） …… ５ページ

Ⅱ．連結株主資本等変動計算書 …… ６ページ

Ⅲ．連結計算書類における「連結注記表」 …… ７ページ

Ⅳ．株主資本等変動計算書 …… 27ページ

Ⅴ．計算書類における「個別注記表」 …… 28ページ

会社の支配に対する基本方針

１．当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の概要

上場会社である当社の株券等については、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められているため、当社取締役会は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様全体の意思により決定されるべきであり、当社株券等に対する大量買付行為に応じて当社株券等を売却するか否かの判断も、最終的には当該株券等を保有する株主の皆様の自由な意思によるべきものと考えます。

しかしながら、近年のわが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大量買付提案又はこれに類する行為を強行する動きも見受けられます。こうした大量買付行為の中には、対象会社の企業価値の向上及び株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の幅広いノウハウと豊富な経験、並びに顧客・取引先及び従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等を十分に理解し、当社の企業価値及び株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。したがいまして、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付提案又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えております。

２．基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

（１）企業価値の源泉

当社は創業時より企業理念を綱領として定めており、その全文は以下のとおりです。

「綱領

バローグループの全社員は実業人としての自覚を持ち、地域社会の繁栄と社会文化の向上に寄与せんことを期す。このために一人一人は「誠」をモットーとして業務に当たり、創造、先取り、挑戦の姿勢で目標を高く掲げ、強い団結の下に英知と努力をもって徹底的に力闘するものなり。」

この企業理念は創業者から現在の全ての役職員に受け継がれ、当社企業経営の礎となっております。当社は、経営戦略とは「勝ち続ける仕組みづくり」であると位置づけ、社会情勢、経済情勢、自社の状況等に最も相応しい戦略で経営を行っております。創業以来50余年、一貫して増収を続けており、永年に亘って増益基調の業績で推移しているのもこの企業理念の実現を目指した経営戦略の成果であると認識しております。従って当社企業集団の企業価

値の源泉はこの企業理念であると言えます。

（２）企業価値向上に資する取組

上記の企業理念に基づき、当社は、①新規出店による企業規模拡大、②「製造小売業」への取組み、③「現場力強化」、の３点に注力し一層の企業価値向上を図っております。

中でも新規出店による企業規模拡大を最も重要な戦略として位置づけ、規模拡大のもたらす様々なマスメリットを追求するため、積極的な出店戦略を推進しております。その一方で、生産者や製造者、中間業者の機能を取り込む「製造小売業」への取組み強化による収益性の一層の向上、更には規模拡大や収益性向上を支えている営業店舗の接客力、販売力といった「現場力」の強化にも取り組んでおります。この「規模拡大」、「製造小売業」、「現場力強化」という３つの歯車をバランスよく巧みに組み合わせることにより、一層の企業価値を創造してまいります。

（３）コーポレート・ガバナンスの取組み

当社のコーポレート・ガバナンスは、①的確で迅速な意思決定、②充実した経営監視体制、③経営の透明性、の３点を基本としております。

企業理念を熟知した取締役で構成される取締役会による迅速な意思決定に対して、社外監査役３名（いずれも独立役員）を含む監査役５名により監視するとともに、社長直下に専任者のみによる内部監査室を設け内部統制状況の監視を行う体制を整備しており、いずれも適切に機能しております。更に経営の透明性を図るため、広報ＩＲ担当者を置き、社内情報の適切な開示を行なっております。

３．本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社は、当社株券等に対する大量買付けがなされた際に、当該大量買付けに応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、また当社取締役会が株主の皆様のために代替案を提示し、大量買付者と交渉を行うこと等を可能とするために必要な情報や時間を確保することが必要と考えております。

当社は、上記の理由により、平成26年６月26日開催の当社第57期定時株主総会において、「当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）への更新について、株主の皆様のご承認を得ました。なお、当社は、平成20年６月26日開催の当社第51期定時株主総会において株主の皆様からご承認をいただいて、「当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」を導入し（なお、平成21年５月13日付で株券電子化に伴う一部修正を行っております。）、同対応方針は平成23年６月24日開催の当社第54期定時株主総会において株主の皆様のご承認を得て、有効期間を平成26年３月期に関する定時株主総会の

終結の時までとして更新されており（以下「旧プラン」といいます。）、本プランは、旧プランの有効期間の満了に伴い、所要の修正を加えたうえで更新されたものであります。

本プランは、大量買付者に対し、本プランの遵守を求めるとともに、大量買付者が本プランを遵守しない場合、並びに大量買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合の対抗措置を定めており、その概要は以下のとおりです（なお、本プランの詳細につきましては、当社のホームページ（http://www.valor.co.jp/）で公表している平成26年５月９日付プレスリリース「会社の支配に関する基本方針の改定及び当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の更新に関するお知らせ」をご参照ください。）。

（１）本プランに係る手続の設定

本プランは、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、大量買付者による大量買付行為が行われる場合に、当該大量買付者に対し、事前に当該大量買付行為に関する情報の提供を求め、当社が、当該大量買付行為についての情報収集・検討等を行う期間を確保した上で、株主の皆様に当社取締役会の代替案等を提示したり、当該大量買付者との交渉等を行ったりするための手続を定めています。

（２）大量買付行為に対する対抗措置

大量買付者が大量買付行為を行うにあたり、本プランにおいて定められた手続に従わない大量買付行為がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても当該大量買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合には、当社は、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様に無償で割り当てるものです。

本プランに従って割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）には、①大量買付者及びその関係者による行使を禁止する行使条件や、②当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者及びその関係者以外の株主の皆様に当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されております。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者及びその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

（３）独立委員会の設置

本プランに定めるルールに従って一連の手続が進行されたか否か、及び、本プランに定めるルールが遵守された場合に当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し又は向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行いますが、

その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置します。独立委員会は３名以上５名以下の委員により構成され、公正で中立的な判断を可能とするため、委員は、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者及び他社の取締役、監査役、執行役もしくは執行役員として経験のある社外者等の中から当社取締役会が選任するものとします。

（４）情報公開

当社は、本プランに基づく手続を進めるにあたって、大量買付者が出現した事実、大量買付者から情報を受領した事実、取締役会の判断の概要、独立委員会の判断の概要、対抗措置の発動又は不発動の決定の概要、対抗措置の発動に関する事項その他の事項について、株主の皆様に対し、適時適切に開示いたします。

４．本プランの合理性（本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由）

本プランは、以下の理由により、上記１の基本方針の実現に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

１．買収防衛策に関する指針（経済産業省及び法務省が平成17年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」）の要件等を完全に充足していること

２．企業価値及び株主共同の利益の確保又は向上を目的として更新されていること

３．株主意思を重視するものであること

４．独立性の高い社外者（独立委員会）の判断の重視

５．合理的な客観的要件の設定

６．独立した地位にある第三者専門家の助言の取得

７．デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

連結株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	11,916	12,676	59,161	△1,500	82,254
会計方針の変更による累積的影響額			106		106
会計方針の変更を反映した当期首残高	11,916	12,676	59,268	△1,500	82,360
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,647		△1,647
当期純利益			9,214		9,214
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		22		84	106
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	22	7,566	84	7,673
当期末残高	11,916	12,699	66,834	△1,416	90,034

	その他の包括利益累計額					新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	145	－	121	△126	140	58	495	82,949
会計方針の変更による累積的影響額					－			106
会計方針の変更を反映した当期首残高	145	－	121	△126	140	58	495	83,055
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△1,647
当期純利益								9,214
自己株式の取得								△0
自己株式の処分								106
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	161	4	10	△49	126	△19	44	151
連結会計年度中の変動額合計	161	4	10	△49	126	△19	44	7,825
当期末残高	306	4	131	△175	267	38	540	90,881

連　結　注　記　表

Ⅰ．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1.　連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数　　34社

主要な連結子会社の名称　　中部薬品株式会社、株式会社アクトス

なお、東邦産業株式会社は、新たに株式を取得したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

また、ともに当社の完全子会社である中部フーズ株式会社が株式会社北欧倶楽部を吸収合併したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

なお、前連結会計年度において非連結子会社でありましたPT VALOR INDONESIAは、当連結会計年度において清算いたしました。

(3) 議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等を子会社としなかった会社等の名称等

該当事項はありません。

(4) 支配が一時的であることと認められること等により、連結の範囲から除かれた子会社の財産又は損益に関する事項

該当事項はありません。

(5) 開示対象特別連結子会社に関する事項

該当事項はありません。

2.　持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社の名称

持分法を適用した関連会社の数　１社

持分法を適用した関連会社の名称　山成商事株式会社

なお、株式会社ヒルトップ及び農業生産法人ひるがのフラワーファーム有限会社は、当連結会計年度において清算したため、持分法適用の範囲から除外しております。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

関連会社である株式会社牧歌コーポレーション及びSEORO FOOD CO.,LTD.は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除いております。

(3) 議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有している会社等のうち関連会社としなかった会社等の名称等

該当事項はありません。

(4) 持分法の適用の手続きについて特に記載する事項

決算日が連結決算日と異なる会社について、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち、V-drug International CO.,LTD.、V-drug Hong Kong CO.,LTD.及び美多康（成都）商貿有限公司の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類を作成するに当たっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結決算上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品……売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
ただし、当社在庫であるペット動物については個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

製品……最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

原材料……最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

貯蔵品……最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産……定率法
（リース資産を除く）　ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については定額法
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物　10～40年
その他（器具及び備品）　５～８年

無形固定資産……定額法
（リース資産を除く）　なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法
長期前払費用……定額法
リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年３月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準
貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金……従業員の賞与の支給に備えるため、当連結会計年度の負担すべき支給見込額を計上しております。
役員賞与引当金……役員の賞与の支給に備えるため、当連結会計年度の負担すべき支給見込額を計上しております。
ポイント引当金……当社及び連結子会社の一部は、顧客に付与したポイントの使用に基づく値引きに備えるため、当連結会計年度末の有効ポイント残高のうち、将来使用されると見込まれる金額を計上しております。
未回収商品券引当金……当社が発行している商品券の未回収分について、一定期間経過後に、収益に計上したものに対する将来の回収見込額を計上しております。
役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度における期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法
①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
②数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

③小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…外貨建予定取引

③ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計を比較して有効性を判定しております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

①消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

②のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれんは５年間で均等償却しております。

平成22年３月31日以前に発生した負ののれんは５年間で均等償却しております。

5. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

「退職給付に関する会計基準」等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とする方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及

び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が159百万円減少し、利益剰余金が106百万円増加しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ３百万円減少しております。

Ⅱ．連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	842百万円
土地	522百万円
計	1,365百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	290百万円
１年内償還予定の社債	42百万円
１年内返済予定の長期借入金	84百万円
長期借入金	280百万円
物上保証	467百万円
計	1,164百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額　113,928百万円

3. 保証債務

当社がテナント入店している下記の建物所有者の福井県からの中小企業高度化資金借入金及び金融機関からの借入に対し、連帯保証を行っております。なお、当該連帯保証は複数の保証人の総額で表示しております。

福井西部商業開発協同組合（連帯保証人16名）	467百万円
協同組合松岡ショッピングセンター（連帯保証人５名）	59百万円
織田ショッピングセンター株式会社（連帯保証人10名）	26百万円
計	552百万円

Ⅲ．連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普　通　株　式　　52,661,699株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決　　議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額(円)	基　準　日	効力発生日
平成26年５月９日取締役会決議	普通株式	823	16.00	平成26年３月31日	平成26年６月11日
平成26年11月５日取締役会決議	普通株式	823	16.00	平成26年９月30日	平成26年12月５日
計		1,647			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決　　議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成27年５月８日取締役会決議	普通株式	876	利益剰余金	17.00	平成27年３月31日	平成27年６月９日

3. 新株予約権に関する事項

会社名	内　訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（千株）				当連結会計年度末残　高（百万円）
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
当社	平成23年ストックオプションとしての新株予約権	普通株式	200	―	66	134	38
合　計			200	―	66	134	38

Ⅳ．金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、店舗の開設のための設備投資計画に基づき、必要な資金を銀行借入や社債の発行により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金は銀行借入により調達しております。

なお、デリバティブ取引は、後述のリスク回避のために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりま

す。投資有価証券は、主に取引先企業との業務等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、関係会社等に対し長期貸付を行っております。

差入保証金は、主に店舗の土地又は建物を賃借するためのものであり、契約先（地主又はデベロッパー）の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに未払法人税等は、１年以内の支払期日であります。

長期借入金、社債及びリース債務は、主に店舗の設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は概ね５年以内であります。借入の一部は、変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

預り保証金は、当社グループの店舗へ出店しているテナントからの預り金であり、契約満了時に返還が必要になります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引を目的とした通貨スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「会計処理基準に関する事項」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、財務本部で取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、財政状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

差入保証金の主なものについては、開発部が契約先の保有する土地又は建物に抵当権を設定し、信用リスクを回避しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、市場価格の変動リスクに晒されており、財務本部において四半期毎に時価や発行体の財務状況を把握することにより市場価格の変動リスクの軽減を図っております。

デリバティブ取引については、デリバティブ取引管理規定に基づき、財務本部において四半期毎に契約先と残高照合等を行っております。連結子会社についても同様に、デリバティブ取引管理規定に準じ、管理を行っています。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

営業債務、借入金、社債及び預り保証金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極

めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差額
(1) 現金及び預金	20,100	20,100	－
(2) 受取手形及び売掛金	5,744		
貸倒引当金	△9		
	5,734	5,734	－
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	959	959	－
(4) 長期貸付金	871	890	19
(5) 差入保証金	24,068		
貸倒引当金	△473		
	23,595	21,908	△1,687
(6) 支払手形及び買掛金	(33,030)	(33,030)	－
(7) 短期借入金	(17,670)	(17,670)	－
(8) 未払法人税等	(2,601)	(2,601)	－
(9) 社債（１年内償還予定を含む）	(7,042)	(7,085)	△43
(10) 長期借入金（１年内返済予定を含む）	(53,201)	(53,048)	153
(11) リース債務（１年内返済予定を含む）	(8,966)	(8,068)	898
(12) 預り保証金	(5,600)	(5,537)	63
(13) デリバティブ取引	6	6	－

＊負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注１） 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。

なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりです。

（単位：百万円）

	種類	取得原価	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	526	908	381
	債券	0	1	0
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	50	50	△0
合　　計		577	959	382

表中の「取得原価」は、減損処理後の帳簿価額であります。

(4) 長期貸付金

時価の算定方法は、元利金の合計額を、同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(5) 差入保証金

時価の算定方法は、元利金の合計額をリスクフリーの利率に預託先の信用度を調整した利率で割り引いて算定する方法によっております。

(6) 支払手形及び買掛金、(7) 短期借入金、並びに(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(9) 社債（１年内償還予定を含む)、(10) 長期借入金（１年内返済予定を含む)、並びに(11)リース債務（１年内返済予定を含む)

これらの時価の算定方法は、元利金の合計額を、同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(12)預り保証金

時価の算定方法は、元利金の合計額をリスクフリーの利率に当社の信用度を調整した利率で割り引いて算定する方法によっております。

(13)デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法毎の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は次のとおりであります。

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち１年超	時価
原則的処理方法	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	424	―	431

(注) 時価の算定方法　取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

（注２） 非上場株式（連結貸借対照表計上額408百万円）は、市場性がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

（注３） 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
預金	16,060	―	―	―
受取手形及び売掛金	5,744	―	―	―
長期貸付金	61	348	434	25
差入保証金	489	3,233	5,129	15,910
合　　計	22,356	3,582	5,563	15,936

（注４） 長期借入金及びその他の有利子負債の返済予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
社債	42	7,000	―	―	―	―
長期借入金	12,010	11,002	13,585	5,662	3,387	7,553
リース債務	1,052	869	778	630	440	5,195
合　　計	13,105	18,872	14,363	6,292	3,828	12,748

Ⅴ．賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、東海地方及び北陸地方を中心に賃貸用の商業施設（土地を含む。）を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

（単位：百万円）

連結貸借対照表計上額	時価
5,629	4,512

（注１） 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

（注２） 当期末の時価は、主要な物件については、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標を用いて自社で算定した金額であります。また、当期に新規取得したものについては、時価の変動が軽微であると考えられるため、連結貸借対照表計上額をもって時価としております。

Ⅵ．１株当たり情報に関する注記

1. １株当たり純資産額　　1,751円57銭
2. １株当たり当期純利益　　178円91銭

Ⅶ. 重要な後発事象に関する注記

持株会社体制への移行

当社は、平成27年５月８日開催の取締役会において、吸収分割契約の締結をすることを決議いたしました。(係る吸収分割契約に基づく吸収分割を「本件分割」といいます。)

本件分割後の当社は、平成27年10月１日付（予定）で商号を「株式会社バローホールディングス」に変更するとともに、その事業目的を持株会社体制移行後の事業に合わせて変更する予定です。なお、本件分割及び定款変更（商号及び事業目的の一部変更）につきましては、平成27年６月25日開催予定の当社定時株主総会決議による承認及び必要に応じ所管官公庁の許認可が得られることを条件に実施いたします。

１．持株会社体制への移行の背景と目的

当社は、製造から流通・販売までを一貫して担う「製造小売業」としてのビジネスモデル構築に向け、小売事業から派生した物流事業、食品製造業、アグリ事業などの多様な事業を創出し、各々の自律性を重視しながら、企業規模を拡大してまいりました。しかし近年、国内市場の縮小、調達・建築コストの上昇及び人材確保難、業態間競争や業界再編の進展など、当社を取り巻く経営環境は急速に変化し、今後より一層厳しさを増すと予見されます。

このような環境下において、当社が持続的な成長を実現し、企業価値の最大化を図るためには、全体最適を鑑み、機動的かつ柔軟な経営判断を可能にするグループ運営体制を構築することが望ましいと判断し、持株会社体制へ移行することといたしました。

当社が持株会社体制へ移行する目的は以下の通りです。

(1) グループ戦略の構築・遂行

持株会社がグループ戦略機能を担い、経営資源を最適配分することによって、戦略遂行度の向上を図ります。

(2) 管理機能集約による効率化

資金調達の一元化や情報システムの共通化など、各事業会社の管理機能を集約することによって効率化を図ります。

(3) 個別事業の成長

各事業会社においては個別の事業活動へ注力し、その成長を加速させます。中核のスーパーマーケット事業に加え、特に、中部薬品株式会社が展開するドラッグストア事業と持株会社体制へ移行後に会社分割されるホームセンター事業の出店を加速し、当社の安定成長を担う主要事業へ成長させます。

(4) ガバナンスの強化

各事業会社の責任及び権限を明確にするとともに、持株会社が業務執行

に対する監督機能を担い、ガバナンスを強化します。

(5) 人材育成

今後の成長を支える人材を各事業会社の経営幹部として配し、経営人材として育成します。

2．持株会社体制への移行の要旨について

(1) 本件分割の日程

分割準備会社設立承認取締役会	平成26年11月５日
分割準備会社の設立	平成27年４月１日
吸収分割契約承認取締役会	平成27年５月８日
吸収分割契約締結	平成27年５月８日
吸収分割契約承認定時株主総会	平成27年６月25日（予定）
吸収分割の効力発生日	平成27年10月１日（予定）

(2) 本件分割の方式

本件分割は、当社を吸収分割会社（以下「分割会社」といいます。）とし、当社100％出資の準備会社２社を吸収分割承継会社（以下「承継会社」といいます。）とする分社型の吸収分割により行います。

(3) 本件分割に係る割当の内容

本件分割に際し承継会社である株式会社スーパーマーケットバロー分割準備会社は普通株式を1,800株、株式会社ホームセンターバロー分割準備会社は普通株式を1,800株発行し、これらを承継する事業に関する権利義務に代えて全て分割会社である当社に割当て交付いたします。

(4) 本件分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は新株予約権を発行しておりますが、その扱いに変更はありません。なお、当社は新株予約権付社債については発行しておりません。

(5) 本件分割により増減する資本金等

該当事項はございません。

(6) 承継会社が承継する権利義務

各承継会社が当社から承継する権利義務は、効力発生日において、本件分割に係る吸収分割契約に規定される、スーパーマーケット事業、ホームセンター事業・ペットショップ事業に係る資産、債務その他の権利義務といたします。また、承継事業に従事するパートタイム従業員とアルバイト従業員に関しては雇用契約を承継いたします。

なお、各承継会社が当社から承継する債務については、重畳的債務引受の方法によるものといたします。

(7) 債務履行の見込み

本件分割後、当社及び各承継会社の資産の額は、負債の額を上回ることが見込まれており、また、本件分割後の収益見込みについても、当社及び

各承継会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されていません。

以上より、本件分割後において当社及び各承継会社が負担すべき債務につき履行の見込みがあると判断しています。

3．本件分割の当事会社の概要

(1) 分割会社の概要（平成27年３月31日現在）

①名称	株式会社バロー	
②所在地	岐阜県恵那市大井町180番地の１	
③代表者の役職・氏名	代表取締役社長　田代　正美	
④事業内容	チェーンストアの経営	
⑤資本金	11,916百万円	
⑥設立年月日	昭和33年７月29日	
⑦発行済株式数	52,661,699株	
⑧決算期	３月31日	
⑨大株主及び持株比率	農林中央金庫	4.82％
	株式会社十六銀行	4.81％
	公益財団法人伊藤青少年育成奨学会	4.55％
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3.10％
	伊藤喜美	2.99％
⑩当事会社間の関係等	資本関係　分割会社が承継会社の発行済株式数の100％を保有しております。	
	人的関係　分割会社より承継会社に取締役及び監査役を派遣しております。	
	取引関係　営業を開始していないため、当社との取引関係はありません。	

⑪直前事業年度の財政状態及び経営成績（平成27年３月期）	
純資産	90,881百万円（連結）
総資産	245,386百万円（連結）
１株当たり純資産	1,751.57円（連結）
営業収益	470,564百万円（連結）
営業利益	15,000百万円（連結）
経常利益	16,108百万円（連結）
当期純利益	9,214百万円（連結）
１株当たり当期純利益	178.91円（連結）

(2) 承継会社の概要（平成27年４月１日設立時現在）

①名称	株式会社スーパーマーケットバロー分割準備会社
②所在地	岐阜県多治見市大針町661番地の１
③代表者の役職・氏名	代表取締役社長　田代　正美
④事業内容	スーパーマーケット事業
⑤資本金	10百万円
⑥設立年月日	平成27年４月１日
⑦発行済株式数	200株
⑧決算期	３月31日
⑨大株主及び持株比率	株式会社バロー　　100％
⑩当事会社間の関係等	資本関係　分割会社が承継会社の発行済株式数の100％を保有しております。
	人的関係　分割会社より承継会社に取締役及び監査役を派遣しております。
	取引関係　営業を開始していないため、当社との取引関係はありません。
⑪直前事業年度の財政状態及び経営成績	
純資産	10百万円（単体）
総資産	10百万円（単体）
１株当たり純資産	50,000円（単体）
営業収益	―
営業利益	―
経常利益	―
当期純利益	―
１株当たり当期純利益	―

①名称	株式会社ホームセンターバロー分割準備会社
②所在地	岐阜県多治見市大針町661番地の１
③代表者の役職・氏名	代表取締役社長　田代　正美
④事業内容	ホームセンター事業及びペットショップ事業
⑤資本金	10百万円
⑥設立年月日	平成27年４月１日
⑦発行済株式数	200株
⑧決算期	３月31日
⑨大株主及び持株比率	株式会社バロー　　100％
⑩当事会社間の関係等	資本関係　分割会社が承継会社の発行済株式数の100％を保有しております。
	人的関係　分割会社より承継会社に取締役及び監査役を派遣しております。
	取引関係　営業を開始していないため、当社との取引関係はありません。
⑪直前事業年度の財政状態及び経営成績	

純資産	10百万円（単体）
総資産	10百万円（単体）
１株当たり純資産	50,000円（単体）
営業収益	―
営業利益	―
経常利益	―
当期純利益	―
１株当たり当期純利益	―

（注）承継会社（株式会社スーパーマーケットバロー分割準備会社、株式会社ホームセンターバロー分割準備会社）におきましては最終事業年度が存在しないため、その設立の日における貸借対照表記載項目のみ表記しております。

{分割する事業部門の概要}

(1) 分割する部門の事業内容

承継会社	分割する部門の事業内容
株式会社スーパーマーケットバロー分割準備会社	スーパーマーケット事業
株式会社ホームセンターバロー分割準備会社	ホームセンター事業及びペットショップ事業

(2) 分割する部門の経営成績

	平成27年３月期 分割事業営業収益 (a)	平成27年３月期 当社営業収益（単体） (b)	比率 (a÷b)
スーパーマーケット事業	282,224百万円	333,307百万円	84.67 %
ホームセンター事業及びペットショップ事業	49,924百万円	333,307百万円	14.97 %

(3) 分割する資産、負債の項目及び金額（平成27年３月31日現在）

＜株式会社スーパーマーケットバロー分割準備会社＞

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	17,970百万円	流動負債	20,478百万円
固定資産	4,352百万円	固定負債	148百万円
合計	22,322百万円	合計	20,626百万円

＜株式会社ホームセンターバロー分割準備会社＞

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	9,289百万円	流動負債	3,191百万円
固定資産	656百万円	固定負債	8百万円
合計	9,945百万円	合計	3,199百万円

４．会社分割後の状況

(1) 分割会社の概要

①名称	株式会社バローホールディングス （平成27年10月１日付で「株式会社バロー」より商号変更予定）
②所在地	岐阜県恵那市大井町180番地の１
③代表者の役職・氏名	代表取締役会長兼社長　田代　正美
④事業内容	グループ会社の経営管理、不動産管理等
⑤資本金	11,916百万円
⑥決算期	３月31日

(2) 承継会社の概要

①名称	株式会社バロー （平成27年６月25日付で「株式会社スーパーマーケットバロー分割準備会社」より商号変更予定）
②所在地	岐阜県多治見市大針町661番地の１
③代表者の役職・氏名	代表取締役社長　田代　正美
④事業内容	スーパーマーケット事業
⑤資本金	100百万円
⑥決算期	３月31日

①名称	株式会社ホームセンターバロー （平成27年６月25日付で「株式会社ホームセンターバロー分割準備会社」より商号変更予定）
②所在地	岐阜県多治見市大針町661番地の１
③代表者の役職・氏名	代表取締役社長　和賀登　盛作（平成27年６月25日付で就任予定）
④事業内容	ホームセンター事業及びペットショップ事業
⑤資本金	100百万円
⑥決算期	３月31日

５．今後の見通し

承継会社は当社の100％子会社であるため、本件分割が当社の連結業績に与える影響は軽微であります。また、当社の単体業績につきましては、本件分割後、当社は持株会社となるため、当社の収入は関係会社からの配当収入、経営指導料収入、不動産賃貸収入が中心となります。また、費用は持株会社としてのグループ会社の経営管理を行う機能に係るものが中心となる予定であります。

ストックオプションとして新株予約権を発行

当社は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高めるため、当社取締役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権

の募集事項の決定を取締役会に委任することにつき、平成27年６月25日開催予定の当社第58期定時株主総会に付議することを決議いたしました。

なお、当社取締役に対する新株予約権付与は、会社法第361条第1項第３号の報酬等に該当します。当社は、平成７年６月29日開催の当社第38期定時株主総会において取締役報酬額につきましては年額２億５千万円以内とする旨承認され、現在に至っておりますが、これとは別枠にて取締役17名以内の者に対し報酬等として新株予約権を付与することについても、併せて承認を求めるものであります。

１．　特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社取締役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、新株予約権を発行するものであります。

また、当社取締役に対し新株予約権を付与することについては、ストックオプションの目的で付与するものであり、取締役の報酬等として相当であると存じます。

２．　新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しないものとする。

３．　新株予約権の割当日

当社取締役会に委任するものとする。

４．新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式200,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる１株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 ＝ 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

(2) 新株予約権の総数

2,000個を上限とする。なお、この内、当社取締役に付与する新株予約権は1,500個を上限とする。（新株予約権１個当たりの目的となる株式数は、100株とする。ただし、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。）

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予

約権の行使に際して払込をすべき１株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とし、行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.1を乗じた金額とし、１円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求。）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当決議日の翌日から２年を経過した日より平成34年８月30日までとする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１

の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

(6) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

②新株予約権の相続はこれを認めない。

③その他権利行使の条件は、平成27年６月25日開催の当社第58期定時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(7) 新株予約権の取得の条件

①当社は、新株予約権者が上記(6)による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

②当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(9) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

①合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

②吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

③新設分割

新設分割により設立する株式会社

④株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

⑤株式移転

株式移転により設立する株式会社

(10) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(11) 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される募集新株予約権発行の取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとする。

５． 取締役の報酬等の具体的な算定方法

当社の取締役の報酬等として発行する新株予約権の額は、割当日における新株予約権１個あたりの公正価額に、割当日において在任する取締役に割当てる新株予約権の総数を乗じた額と致します。新株予約権の公正価額は、割当日において適用すべき諸条件を基にブラック・ショールズ・モデルを用いて算定致します。

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						建物圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	11,916	12,670	12	12,683	322	73	24,700	9,981	35,078
会計方針の変更による累積的影響額								83	83
会計方針の変更を反映した当期首残高	11,916	12,670	12	12,683	322	73	24,700	10,065	35,161
当期変動額									
剰余金の配当								△1,647	△1,647
建物圧縮積立金の取崩						△1		1	－
別途積立金の積立							2,000	△2,000	－
当期純利益								3,781	3,781
自己株式の取得									
自己株式の処分			22	22					
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計	－	－	22	22	－	△1	2,000	135	2,133
当期末残高	11,916	12,670	35	12,706	322	72	26,700	10,201	37,295

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△1,500	58,177	147	147	58	58,383
会計方針の変更による累積的影響額		83				83
会計方針の変更を反映した当期首残高	△1,500	58,261	147	147	58	58,467
当期変動額						
剰余金の配当		△1,647				△1,647
建物圧縮積立金の取崩		―				－
別途積立金の積立		―				－
当期純利益		3,781				3,781
自己株式の取得	△0	△0				△0
自己株式の処分	84	106				106
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			139	139	△19	120
事業年度中の変動額合計	84	2,240	139	139	△19	2,360
当期末残高	△1,416	60,502	286	286	38	60,827

個 別 注 記 表

Ⅰ. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの …… 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの …… 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商　　品 ……売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
ただし、ペット動物については個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

貯 蔵 品 ……最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）……定率法
ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については定額法
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建　　物　15～40年
構 築 物　10～30年
器具及び備品　５～８年

無形固定資産（リース資産を除く）……定額法
なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法

長期前払費用……定額法

リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年３月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……従業員の賞与の支給に備えるため、当事業年度末の負担すべき支給見込額を計上しております。

役員賞与引当金……役員の賞与の支給に備えるため、当事業年度末の負担すべき支給見込額を計上しております。

ポイント引当金……当社は、顧客に付与したポイントの使用に基づく値引きに備えて、当事業年度末の有効ポイント残高のうち、将来使用されると見込まれる金額を計上しております。

未回収商品券引当金……当社が発行している商品券の未回収分について、一定期間経過後に、収益に計上したものに対する将来の回収見込額を計上しております。

退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付債務見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10～15年）による定額法により、翌事業年度から費用処理しております。

役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2)消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

「退職給付に関する会計基準」等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とする方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が129百万円減少し、利益剰余金が83百万円増加しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ４百万円減少しております。

Ⅱ．貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額　81,754百万円

2. 保証債務

当社がテナント入店している下記の建物所有者の福井県からの中小企業高度化資金借入金及び金融機関からの借入に対し、連帯保証を行っております。なお、当該連帯保証は複数の保証人の総額で表示しております。

福井西部商業開発協同組合（連帯保証人16名）	467百万円
協同組合松岡ショッピングセンター（連帯保証人５名）	59百万円
織田ショッピングセンター株式会社（連帯保証人10名）	26百万円
計	552百万円

子会社である株式会社ダイエンフーズの金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。

借入金	715百万円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	984百万円
長期金銭債権	175百万円
短期金銭債務	6,777百万円
長期金銭債務	1,569百万円

Ⅲ．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
営業収入	3,445百万円
仕入高	55,833百万円
販売費及び一般管理費	13,690百万円
営業取引以外の取引	4,571百万円

Ⅳ．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普　通　株　式	1,106,961株

Ⅴ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	433百万円
未払事業税及び地方法人特別税	52百万円
退職給付引当金	526百万円
役員退職慰労引当金	179百万円
貸倒引当金	424百万円
たな卸資産評価損	157百万円
減損損失	1,293百万円
減価償却損金算入限度超過額	1,446百万円
資産除去債務	900百万円
その他有価証券評価差額金	0百万円
その他	257百万円
繰延税金資産小計	5,671百万円
評価性引当額	△1,413百万円
繰延税金資産合計	4,258百万円
繰延税金負債	
建物圧縮積立金	△34百万円
その他有価証券評価差額金	△50百万円
固定資産評価益	△422百万円
資産除去債務に対応する除去費用	△422百万円
繰延税金負債合計	△929百万円
繰延税金資産(負債)の純額	3,328百万円

Ⅵ. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している固定資産の主なものは、店舗の建物、店舗で使用する冷凍冷蔵ケース等の備品、車両等であります。

Ⅶ. 退職給付関係に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要
   当社は確定拠出年金制度及び退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

①	退職給付債務	1,833百万円
②	未認識数理計算上の差異	△191百万円
③	退職給付引当金	1,641百万円

3. 退職給付費用に関する事項

①	勤務費用	183百万円
②	利息費用	21百万円
③	数理計算上の差異の費用処理額	17百万円
④	その他（注）	146百万円
⑤	退職給付費用（①＋②＋③＋④）	368百万円

（注）「④その他」は確定拠出年金への掛金であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

①	退職給付債務の期間配分方法	給付算定式基準
②	割引率	0.9%
③	数理計算上の差異の処理年数	10～15年 発生時の従業員の平均残存勤務期間の年数による定額法により、翌事業年度から費用処理することとしております。

Ⅷ. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

（単位：百万円）

属性	会社等の名称	住所	資本金	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	中部薬品㈱	岐阜県多治見市	1,441	直接所有 91.8% 間接所有 8.2%	資金の貸付及び借入 役員の兼任	資金の貸付（注） 資金の借入（注） 受取利息 支払利息	820 546 4 0	関係会社短期貸付金 関係会社短期借入金	2,589 —
	㈱アクトス	岐阜県多治見市	80	直接所有 100.0%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付（注） 受取利息	2,620 13	関係会社短期貸付金	2,569
	中部流通㈱	岐阜県多治見市	52	直接所有 100.0%	資金の借入 役員の兼任	資金の借入（注） 支払利息	1,554 0	関係会社短期借入金	2,305
	中部フーズ㈱	岐阜県多治見市	95	直接所有 100.0%	資金の貸付及び借入 役員の兼任	資金の貸付（注） 資金の借入（注） 受取利息 支払利息	112 1,122 0 0	関係会社短期貸付金 関係会社短期借入金	— 2,386
	メンテックス㈱	岐阜県多治見市	20	間接所有 100.0%	資金の借入 役員の兼任	資金の借入（注） 支払利息	3,110 0	関係会社短期借入金	3,361
	㈱タチヤ	愛知県名古屋市天白区	30	直接所有 100.0%	資金の借入 役員の兼任	資金の借入（注） 支払利息	5,285 0	関係会社短期借入金	6,334

取引条件及び取引条件の決定方針

（注）「資金の借入」及び「資金の貸付」は、ＣＭＳ（キャッシュ・マネジメント・システム）に係るものであり、当社借入金平均利率に基づき利率を合理的に決定しております。なお、取引金額は平均残高を記載しております。

Ⅸ．１株当たり情報に関する注記

1.	１株当たり純資産額	1,179円11銭
2.	１株当たり当期純利益	73円42銭

Ⅹ．重要な後発事象に関する注記

持株会社体制への移行

当社は、平成27年５月８日開催の取締役会において、吸収分割契約の締結をすることを決議いたしました。（係る吸収分割契約に基づく吸収分割を「本件分割」といいます。）

本件分割後の当社は、平成27年10月１日付（予定）で商号を「株式会社バローホールディングス」に変更するとともに、その事業目的を持株会社体制移行後の事業に合わせて変更する予定です。なお、本件分割及び定款変更（商号及び事業目的の一部変更）につきましては、平成27年６月25日開催予定の当社定時株主総会決議による承認及び必要に応じ所管官公庁の許認可が得られることを条件に実施いたします。

１．持株会社体制への移行の背景と目的

当社は、製造から流通・販売までを一貫して担う「製造小売業」としてのビジネスモデル構築に向け、小売事業から派生した物流事業、食品製造業、アグリ事業などの多様な事業を創出し、各々の自律性を重視しながら、企業規模を拡大してまいりました。しかし近年、国内市場の縮小、調達・建築コストの上昇及び人材確保難、業態間競争や業界再編の進展など、当社を取り巻く経営環境は急速に変化し、今後より一層厳しさを増すと予見されます。

このような環境下において、当社が持続的な成長を実現し、企業価値の最大化を図るためには、全体最適を鑑み、機動的かつ柔軟な経営判断を可能にするグループ運営体制を構築することが望ましいと判断し、持株会社体制へ移行することといたしました。

当社が持株会社体制へ移行する目的は以下の通りです。

(1) グループ戦略の構築・遂行

持株会社がグループ戦略機能を担い、経営資源を最適配分することによって、戦略遂行度の向上を図ります。

(2) 管理機能集約による効率化

資金調達の一元化や情報システムの共通化など、各事業会社の管理機能を集約することによって効率化を図ります。

(3) 個別事業の成長

各事業会社においては個別の事業活動へ注力し、その成長を加速させます。中核のスーパーマーケット事業に加え、特に、中部薬品株式会社が展開するドラッグストア事業と持株会社体制へ移行後に会社分割されるホー

ムセンター事業の出店を加速し、当社の安定成長を担う主要事業へ成長させます。

(4) ガバナンスの強化

各事業会社の責任及び権限を明確にするとともに、持株会社が業務執行に対する監督機能を担い、ガバナンスを強化します。

(5) 人材育成

今後の成長を支える人材を各事業会社の経営幹部として配し、経営人材として育成します。

2．持株会社体制への移行の要旨について

(1) 本件分割の日程

分割準備会社設立承認取締役会	平成26年11月５日
分割準備会社の設立	平成27年４月１日
吸収分割契約承認取締役会	平成27年５月８日
吸収分割契約締結	平成27年５月８日
吸収分割契約承認定時株主総会	平成27年６月25日（予定）
吸収分割の効力発生日	平成27年10月１日（予定）

(2) 本件分割の方式

本件分割は、当社を吸収分割会社（以下「分割会社」といいます。）とし、当社100％出資の準備会社２社を吸収分割承継会社（以下「承継会社」といいます。）とする分社型の吸収分割により行います。

(3) 本件分割に係る割当の内容

本件分割に際し承継会社である株式会社スーパーマーケットバロー分割準備会社は普通株式を1,800株、株式会社ホームセンターバロー分割準備会社は普通株式を1,800株発行し、これらを承継する事業に関する権利義務に代えて全て分割会社である当社に割当て交付いたします。

(4) 本件分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は新株予約権を発行しておりますが、その扱いに変更はありません。なお、当社は新株予約権付社債については発行しておりません。

(5) 本件分割により増減する資本金等

該当事項はございません。

(6) 承継会社が承継する権利義務

各承継会社が当社から承継する権利義務は、効力発生日において、本件分割に係る吸収分割契約に規定される、スーパーマーケット事業、ホームセンター事業・ペットショップ事業に係る資産、債務その他の権利義務といたします。また、承継事業に従事するパートタイム従業員とアルバイト従業員に関しては雇用契約を承継いたします。

なお、各承継会社が当社から承継する債務については、重畳的債務引受

の方法によるものといたします。

(7) 債務履行の見込み

本件分割後、当社及び各承継会社の資産の額は、負債の額を上回ることが見込まれており、また、本件分割後の収益見込みについても、当社及び各承継会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されていません。

以上より、本件分割後において当社及び各承継会社が負担すべき債務につき履行の見込みがあると判断しています。

3．本件分割の当事会社の概要

(1) 分割会社の概要（平成27年３月31日現在）

①名称	株式会社バロー	
②所在地	岐阜県恵那市大井町180番地の１	
③代表者の役職・氏名	代表取締役社長　田代　正美	
④事業内容	チェーンストアの経営	
⑤資本金	11,916百万円	
⑥設立年月日	昭和33年７月29日	
⑦発行済株式数	52,661,699株	
⑧決算期	３月31日	
⑨大株主及び持株比率	農林中央金庫	4.82％
	株式会社十六銀行	4.81％
	公益財団法人伊藤青少年育成奨学会	4.55％
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3.10％
	伊藤喜美	2.99％
⑩当事会社間の関係等	資本関係　分割会社が承継会社の発行済株式数の100％を保有しております。	
	人的関係　分割会社より承継会社に取締役及び監査役を派遣しております。	
	取引関係　営業を開始していないため、当社との取引関係はありません。	
⑪直前事業年度の財政状態及び経営成績（平成27年３月期）		
純資産	90,881百万円（連結）	
総資産	245,386百万円（連結）	
１株当たり純資産	1,751.57円（連結）	
営業収益	470,564百万円（連結）	
営業利益	15,000百万円（連結）	
経常利益	16,108百万円（連結）	
当期純利益	9,214百万円（連結）	
１株当たり当期純利益	178.91円（連結）	

(2) 承継会社の概要（平成27年４月１日設立時現在）

①名称	株式会社スーパーマーケットバロー分割準備会社
②所在地	岐阜県多治見市大針町661番地の１
③代表者の役職・氏名	代表取締役社長　田代　正美
④事業内容	スーパーマーケット事業
⑤資本金	10百万円
⑥設立年月日	平成27年４月１日
⑦発行済株式数	200株
⑧決算期	３月31日
⑨大株主及び持株比率	株式会社バロー　　100％
⑩当事会社間の関係等	資本関係　分割会社が承継会社の発行済株式数の100％を保有しております。
	人的関係　分割会社より承継会社に取締役及び監査役を派遣しております。
	取引関係　営業を開始していないため、当社との取引関係はありません。
⑪直前事業年度の財政状態及び経営成績	
純資産	10百万円（単体）
総資産	10百万円（単体）
１株当たり純資産	50,000円（単体）
営業収益	―
営業利益	―
経常利益	―
当期純利益	―
１株当たり当期純利益	―

①名称	株式会社ホームセンターバロー分割準備会社
②所在地	岐阜県多治見市大針町661番地の１
③代表者の役職・氏名	代表取締役社長　田代　正美
④事業内容	ホームセンター事業及びペットショップ事業
⑤資本金	10百万円
⑥設立年月日	平成27年４月１日
⑦発行済株式数	200株
⑧決算期	３月31日
⑨大株主及び持株比率	株式会社バロー　　100％
⑩当事会社間の関係等	資本関係　分割会社が承継会社の発行済株式数の100％を保有しております。
	人的関係　分割会社より承継会社に取締役及び監査役を派遣しております。
	取引関係　営業を開始していないため、当社との取引関係はありません。
⑪直前事業年度の財政状態及び経営成績	

純資産	10百万円（単体）
総資産	10百万円（単体）
１株当たり純資産	50,000円（単体）
営業収益	―
営業利益	―
経常利益	―
当期純利益	―
１株当たり当期純利益	―

（注）承継会社（株式会社スーパーマーケットバロー分割準備会社、株式会社ホームセンターバロー分割準備会社）におきましては最終事業年度が存在しないため、その設立の日における貸借対照表記載項目のみ表記しております。

{分割する事業部門の概要}

(1) 分割する部門の事業内容

承継会社	分割する部門の事業内容
株式会社スーパーマーケットバロー分割準備会社	スーパーマーケット事業
株式会社ホームセンターバロー分割準備会社	ホームセンター事業及びペットショップ事業

(2) 分割する部門の経営成績

	平成27年３月期 分割事業営業収益 (a)	平成27年３月期 当社営業収益（単体） (b)	比率 (a÷b)
スーパーマーケット事業	282,224百万円	333,307百万円	84.67 %
ホームセンター事業及びペットショップ事業	49,924百万円	333,307百万円	14.97 %

(3) 分割する資産、負債の項目及び金額（平成27年３月31日現在）

＜株式会社スーパーマーケットバロー分割準備会社＞

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	17,970百万円	流動負債	20,478百万円
固定資産	4,352百万円	固定負債	148百万円
合計	22,322百万円	合計	20,626百万円

＜株式会社ホームセンターバロー分割準備会社＞

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	9,289百万円	流動負債	3,191百万円
固定資産	656百万円	固定負債	8百万円
合計	9,945百万円	合計	3,199百万円

４．会社分割後の状況

(1) 分割会社の概要

①名称	株式会社バローホールディングス （平成27年10月１日付で「株式会社バロー」より商号変更予定）
②所在地	岐阜県恵那市大井町180番地の１
③代表者の役職・氏名	代表取締役会長兼社長　田代　正美
④事業内容	グループ会社の経営管理、不動産管理等
⑤資本金	11,916百万円
⑥決算期	３月31日

(2) 承継会社の概要

①名称	株式会社バロー （平成27年６月25日付で「株式会社スーパーマーケットバロー分割準備会社」より商号変更予定）
②所在地	岐阜県多治見市大針町661番地の１
③代表者の役職・氏名	代表取締役社長　田代　正美
④事業内容	スーパーマーケット事業
⑤資本金	100百万円
⑥決算期	３月31日

①名称	株式会社ホームセンターバロー （平成27年６月25日付で「株式会社ホームセンターバロー分割準備会社」より商号変更予定）
②所在地	岐阜県多治見市大針町661番地の１
③代表者の役職・氏名	代表取締役社長　和賀登　盛作（平成27年６月25日付で就任予定）
④事業内容	ホームセンター事業及びペットショップ事業
⑤資本金	100百万円
⑥決算期	３月31日

５．今後の見通し

承継会社は当社の100％子会社であるため、本件分割が当社の連結業績に与える影響は軽微であります。また、当社の単体業績につきましては、本件分割後、当社は持株会社となるため、当社の収入は関係会社からの配当収入、経営指導料収入、不動産賃貸収入が中心となります。また、費用は持株会社としてのグループ会社の経営管理を行う機能に係るものが中心となる予定であります。

ストックオプションとして新株予約権を発行

当社は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高めるため、当社取締役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権

の募集事項の決定を取締役会に委任することにつき、平成27年６月25日開催予定の当社第58期定時株主総会に付議することを決議いたしました。

なお、当社取締役に対する新株予約権付与は、会社法第361条第1項第３号の報酬等に該当します。当社は、平成７年６月29日開催の当社第38期定時株主総会において取締役報酬額につきましては年額２億５千万円以内とする旨承認され、現在に至っておりますが、これとは別枠にて取締役17名以内の者に対し報酬等として新株予約権を付与することについても、併せて承認を求めるものであります。

１．　特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社取締役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、新株予約権を発行するものであります。

また、当社取締役に対し新株予約権を付与することについては、ストックオプションの目的で付与するものであり、取締役の報酬等として相当であると存じます。

２．　新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しないものとする。

３．　新株予約権の割当日

当社取締役会に委任するものとする。

４．新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式200,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる１株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 ＝ 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

(2) 新株予約権の総数

2,000個を上限とする。なお、この内、当社取締役に付与する新株予約権は1,500個を上限とする。（新株予約権１個当たりの目的となる株式数は、100株とする。ただし、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。）

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予

約権の行使に際して払込をすべき１株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とし、行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.1を乗じた金額とし、１円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求。）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当決議日の翌日から２年を経過した日より平成34年８月30日までとする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１

の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

(6) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

②新株予約権の相続はこれを認めない。

③その他権利行使の条件は、平成27年６月25日開催の当社第58期定時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(7) 新株予約権の取得の条件

①当社は、新株予約権者が上記(6)による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

②当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(9) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

①合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

②吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

③新設分割

新設分割により設立する株式会社

④株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

⑤株式移転

株式移転により設立する株式会社

(10) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(11) 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される募集新株予約権発行の取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとする。

５． 取締役の報酬等の具体的な算定方法

当社の取締役の報酬等として発行する新株予約権の額は、割当日における新株予約権１個あたりの公正価額に、割当日において在任する取締役に割当てる新株予約権の総数を乗じた額と致します。新株予約権の公正価額は、割当日において適用すべき諸条件を基にブラック・ショールズ・モデルを用いて算定致します。